

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保財政担当
 内線：3427

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B16	国民健康保険基盤安定事業負担金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険基盤安定事業負担金	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の3及び第72条の4			宣言項目		SDGsゴール	3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット	
1 事業概要			5 事業説明						
低所得者への国保税減額措置に対し財源を補てんするとともに、財政支援として、低所得者の数・国保税調定額に応じた額を交付する。 保険基盤安定事業負担金 14,121,359千円			(1) 事業内容 低所得者への国保税減額措置に対し、県、市町村が財源を補てんするとともに、低所得者の数に応じて国保税の一部を国、県、市町村が補てんする。 (2) 事業計画 ア 保険税軽減分 負担割合：(県3/4)市町村1/4 事業金額：令和3年度の保険税軽減分の3/4相当額(11,152,129千円) イ 保険者支援分 負担割合：保険税軽減の対象となった被保険者数に応じて負担。国1/2(県1/4)市町村1/4 事業金額：令和3年度の保険者支援分の1/4相当額(2,969,230千円) (3) 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 平成29年度実績 13,112,733千円 軽減分 10,395,043千円 支援分 2,717,690千円 平成30年度実績 13,546,693千円 軽減分 10,782,398千円 支援分 2,764,295千円 令和元年度実績 13,589,249千円 軽減分 10,840,270千円 支援分 2,748,979千円 (4) その他 令和3年度以降も、赤字の解消・削減のため税率を引き上げる市町村が一定数あると見込まれる。 (5) 終期を設定できない理由 国民健康保険法第72条の3および第72条の4において必要な費用の負担が定められているため。						
2 事業主体及び負担区分									
事業主体：市町村 負担区分：右記									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税(単位費用・密度補正) (区分)衛生費(細目)国民健康保険医療助成費(細節)国民健康保険医療助成費(積算内容)保険基盤安定事業に関する事務									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1人=9,500千円									
予算額			財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	14,121,359							14,121,359	△791,237
前年額	14,912,596							14,912,596	